

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	東ソー株式会社			コード	4042
提出日	2020/6/5	異動（予定）日	2020/6/25		
独立役員届出書の提出理由	新任の独立役員を指定するため				
☒ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）					

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）												異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l		
1	阿部 昂	社外取締役	○										△				有
2	三浦 啓一	社外取締役	○										○	○		新任	有
3	本坊 吉博	社外取締役								△						新任	有
4	日高 真理子	社外取締役	○												○	新任	有
5	寺本 哲也	社外監査役	○										△				有
6	尾崎 恒康	社外監査役	○										○				有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	阿部昂氏は、当社の取引先である興銀リース株式会社（現みずほリース株式会社）の取締役を務めた経験があります。同氏は2016年6月23日に同社の取締役を退任しております。当社は同社と物品リース等の取引関係がありますが、取引規模は同社の年間連結総売上高の1%未満であり、一般株主と利益相反を生じるおそれがないものと判断しております。	金融、企業経営等に関して豊富な経験を有しており、このような経験をもとに、当社グループの重要事項の決定を通じ、経営の監督を行うとともに、当社の今後の発展のために、有益な助言をいただけると判断し、社外取締役として選任いたします。また、当社の主要な借入先のひとつである株式会社みずほ銀行の代表取締役副頭取を務められた経験がありますが、退任後14年が経過しており、当社の「社外独立性判断基準」に掲げる事項全てに該当しないことから、一般株主と利益相反を生じるおそれのない独立性を有していると判断し独立役員に指定いたしました。
2	三浦啓一氏は、当社の取引先である太平洋セメント株式会社の取締役を務めており、同社取締役を2020年6月下旬に退任予定であります。当社は同社と製品の販売や原料の仕入等の取引関係がありますが、取引規模は当社の年間連結総売上高の1%程度であり、一般株主と利益相反を生じるおそれがないものと判断しております。また、当社の出身者である有馬雄造氏が同社の社外取締役に就任しており、2020年6月下旬に退任予定であります。	研究企画、企業経営等に関して豊富な経験を有しており、このような経験をもとに、当社グループの重要事項の決定を通じ、経営の監督を行うとともに、当社の今後の発展のために、有益な助言をいただけると判断し、社外取締役として選任いたします。また、当社の「社外独立性判断基準」に掲げる事項全てに該当しないことから、一般株主と利益相反を生じるおそれのない独立性を有していると判断し独立役員に指定いたしました。
4	日高真理子氏は、EY新日本有限責任監査法人のシニアパートナーを務めており、2020年7月に退任予定であります。当社は同法人とは取引関係はなく、一般株主と利益相反を生じるおそれがないものと判断しております。なお、同氏は2020年6月26日に当社の社外取締役に就任予定であります。	会計、監査、企業経営支援等に関して豊富な経験を有しており、このような経験をもとに、当社グループの重要事項の決定を通じ、経営の監督を行うとともに、当社の今後の発展のために、有益な助言をいただけると判断し、社外取締役として選任いたします。なお、同氏は、社外役員以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記理由により、当社の社外取締役としての職務を適切に遂行していただくことができると判断いたしました。また、当社の「社外独立性判断基準」に掲げる事項全てに該当しないことから、一般株主と利益相反を生じるおそれのない独立性を有していると判断し独立役員に指定いたしました。
5	寺本哲也氏は、当社の取引先である栄研化学株式会社の取締役を務めた経験があります。同氏は2018年6月26日に同社の取締役を退任しております。当社は同社と製品の販売等の取引関係がありますが、取引規模は当社の年間連結総売上高の1%未満であり、一般株主と利益相反を生じるおそれがないものと判断しております。	企業経営等に関して豊富な経験や実績、幅広い知識と見識を活かし、中立・公正な立場で監査を行っていただくため、社外監査役として選任しております。また、当社の「社外独立性判断基準」に掲げる事項全てに該当しないことから、一般株主と利益相反を生じるおそれのない独立性を有していると判断し独立役員に指定いたしました。
6	尾崎恒康氏は、当社と取引実績のある西村あさひ法律事務所の弁護士であります。当社は同法律事務所に対し、必要の都度、法律事務を依頼しておりますが、取引規模は同法律事務所の年間取引高の1%未満であり、一般株主と利益相反を生じるおそれがないものと判断しております。	弁護士としての専門的な知識と豊富な経験を活かし、中立・公正な立場で監査を行っていただくため、社外監査役として選任しております。なお、同氏は、社外役員以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記理由により、当社の社外監査役としての職務を適切に遂行していただくことができると判断いたしました。また、当社は同法律事務所に対し、必要の都度、法律事務を依頼しておりますが、同法律事務所に多額の報酬の支払いを行っていることはなく、当社の「社外独立性判断基準」に掲げる事項全てに該当しないことから、一般株主と利益相反を生じるおそれのない独立性を有していると判断し独立役員に指定いたしました。

4. 補足説明

- ※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
- ※2 役員の属性についてのチェック項目
- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
 - c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
 - e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
 - j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
 - k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
 - l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- 以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。
- ※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
- ※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。
- ※5 独立役員の選任理由を記載してください。